

査答申第66号

令和2年10月7日

## 答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田榮仁郎

令和元年11月1日付け「生環モ第53号」及び令和2年9月14日付け「生S第14号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

### 記

#### 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨

生駒市長が、令和元年7月12日付け「生環モ第24号」で審査請求人にした行政文書部分開示決定及び令和2年1月27日付け「生環モ第85号」で審査請求人にした行政文書部分開示決定処分一部取消のうち不開示とした部分を取り消し、開示する。

## 第2 事案の概要

### 1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長（以下「市長」という。）に対し、「いこま市民パワー株式会社と生駒市との平成30年度、平成31年度（令和元年度）の年度協定書」の開示を請求したところ、市長が「平成30年度いこま市民パワー株式会社に関する年度協定書」及び「平成31年度いこま市民パワー株式会社に関する年度協定書」（以下「本件行政文書」という。）に記録されている情報の一部を不開示とする決定及びその決定で開示された「平成31年度いこま市民パワー株式会社に関する年度協定書」に記録されている情報の一部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち不開示とした部分の取り消しと開示を求めるものである。

### 2 前提事実等

- (1) 本件行政文書は、いこま市民パワー株式会社の運営に関して生駒市、大阪瓦斯株式会社、生駒商工会議所、株式会社南都銀行及び一般社団法人市民エネルギー生駒が締結した協定書である。
- (2) 生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条はその柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、第2号及び第5号柱書は、それぞれ、次のように定めている。

第2号 法人その他の団体【中略】に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

第5号 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 本件処分において市長が不開示とした情報

ア いこま市民パワー株式会社（以下「いこま市民パワー」という。）が一般社団法人市民エネルギー生駒（以下「市民エネルギー生駒」という。）から買い取る電力の買取単価（以下「情報1」という。）

イ いこま市民パワーが大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」という。）から買い取る電力の基準従量料金単価（以下「情報2」という。）

ウ いこま市民パワーが大阪ガスから買い取る電力の年間の想定電力量である卸電力販売基準量（以下「情報3」という。）

エ いこま市民パワーが大阪ガスから買い取る電力の1時間当たりの想定最大電力量である卸電力基準デマンド（以下「情報4」という。）

オ いこま市民パワーがグリーンパワー大東株式会社（以下「グリーンパワー」という。）から買い取る電力の買取単価（以下「情報5」という。）

(4) 市長が不開示とした理由

不開示とした情報は、営業・販売上の秘密に関する情報であり、開示することで当該法人の正当な利益を害するおそれがあり、また生駒市がまちづくりの課題解決のために設立した当該法人の運営に支障が生じることにより、政策目的の達成に影響を及ぼすおそれがあるため条例第7条第2号及び第5号に定める不開示情報に該当する。

第3 争点およびこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

各情報1、情報2、情報3、情報4及び情報5が条例の定める不開示情報に該当するかどうか。

## 2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

### ア 情報1について

一般に商品の仕入れ原価は、自由競争経済の下においては、顧客への販売価格の設定関係や同業他者との競争関係などから、それを事業活動ないし経営戦略の一環として、いわゆる内部管理情報として秘密にすることが是認されている情報であり、事業者は、それを自己の意思によらないでみだりに他に公表されない権利ないし法的利益を有しており、当該事業者の意思によらないでそれを開示することは当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。

そうすると、いこま市民パワーの市民エネルギー生駒からの電力の仕入れ原価である情報1は、それを開示することにより、いこま市民パワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当する、ただし書きに該当しない情報である。

### イ 情報2及び情報5について

上記のとおり、一般に商品の仕入れ原価は、自由競争経済の下においては、顧客への販売価格の設定関係や同業他者との競争関係などから、それを事業活動ないし経営戦略の一環として、いわゆる内部管理情報として秘密にすることが是認されている情報であり、事業者は、それを自己の意思によらないでみだりに他に公表されない権利を有しており、したがって当該事業者の意思によらないでそれを開示することは当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。

そうすると、いこま市民パワーの大阪ガス又はグリーンパワーからの電力の仕入れ原価である情報2及び情報5は、それを開示することにより、いこま市民パワー、大阪ガス及びグリーンパワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当する、ただし書きに該当しない情報である。

ウ 情報3及び情報4について

いこま市民パワーが、その顧客である各施設に対して安定して電力を供給するため、大阪ガスから調達する電力の年間の想定量である卸電力販売基準量及びいわゆる電力需要のピーク時における1時間当たりの最大調達電力量である卸電力基準デマンドは、それぞれ大阪ガスがいこま市民パワーに販売する電力量でもある。

また、これら各電力量からいわゆる負荷率が算出されるが、各電力販売会社は、この負荷率について、一般に、それが低いほど電力料金を高く設定し、逆に高いほどそれを低く設定する傾向があるとされているなど、具体的な電力料金を設定するに際して重要な基礎資料とされている数値である。

そして、これら各電力量は、本件行政文書に記録されている協定の内容と当事者の本来業務に照らせば、大阪ガスがその有する発電、送電、変電及び配電並びに各顧客施設の電力需要特性等に関する独自の高度に専門的技術的な営業上のノウハウを基に算出し算定したものである。

そうすると、大阪ガスがその有する独自のノウハウを基に算出した情報であり、具体的な電力料金の設定に際して重要な基礎資料とされる情報3及び情報4は、大阪ガスの営業上の秘密である内部管理情報であり、それを開示することにより、大阪ガスの正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当する、ただし書きに該当しない情報である。

(審査請求人)

ア 情報1について

(ア) 市長は、情報1の開示によって、いこま市民パワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあると主張するが、具体的、客観的にどのような営業上の正当な利益を害するおそれがあるのか明らかでない。

(イ) 市民エネルギー生駒は、いこま市民パワーの共同出資者であり、生駒市の公共施設の屋根等が無償で提供を受けて発電しているから、いこま市民パワーの最大株主である市民に対して最大限の情報提供に努めるべきであり、市長も情報提供の協力を強く求めるべきである。

イ 情報2、情報3及び情報4について

(ア) 市長は、情報2の開示によって、いこま市民パワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあると主張するが、具体的、客観的にどのような営業上の正当な利益を害するおそれがあるのか明らかでない。

(イ) 大阪ガスは、いこま市民パワーの共同出資者であるから、いこま市民パワーの最大株主である市民に対して最大限の情報提供に努めるべきであり、市長も情報提供の協力を強く求めるべきである。

(ウ) 市長は、情報3と情報4は大阪ガスの営業上の秘密である内部管理情報であるから、その開示によって、大阪ガスの正当な利益を害するおそれがあると主張するが、情報3と情報4によって導かれる負荷率と情報2の基準従量単価の両方を開示することで大阪ガスの正当な利益を害するというのであれば、情報3と情報4のいずれかと情報2の開示であれば大阪ガスの正当な利益を害することがないと考える。

ウ 情報5について

市長は、情報5の開示によって、いこま市民パワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあると主張するが、具体的、客観的にどのような営業上の正当な利益を害するおそれがあるのか明らかでない。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 情報1について

一般に商品の仕入れ原価は、自由競争経済の下においては、顧客への販売価格の設定関係や同業他者との競争関係などから、それを事業活動ないし経営戦

略の一環として、いわゆる内部管理情報として秘密にすることが是認されている情報であり、事業者は、それを自己の意思によらないでみだりに他に公表されない権利ないし法的利益を有しており、当該事業者の意思によらないでそれを開示することは当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると解するのが相当である。

そうすると、いこま市民パワーの市民エネルギー生駒からの電力の仕入れ原価である情報1は、それを開示することにより、いこま市民パワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当し、ただし書きに該当しない情報であると解するのが相当である。

## 2 情報2及び情報5について

上記のとおり、一般に商品の仕入れ原価は、自由競争経済の下においては、顧客への販売価格の設定関係や同業他者との競争関係などから、それを事業活動ないし経営戦略の一環として、いわゆる内部管理情報として秘密にすることが是認されている情報であり、事業者は、それを自己の意思によらないでみだりに他に公表されない権利を有しており、したがって当該事業者の意思によらないでそれを開示することは当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると解するのが相当である。

そうすると、いこま市民パワーの大阪ガスからの電力の仕入れ原価である情報2及び生駒市民パワーのグリーンパワーからの電力の仕入れ原価である情報5は、それを開示することにより、いこま市民パワー、大阪ガス及びグリーンパワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当し、ただし書きに該当しない情報であると解するのが相当である。

## 3 情報3及び情報4について

いこま市民パワーが、その顧客である各施設に対して安定して電力を供給す

るため、大阪ガスから調達する電力の年間の想定量である卸電力販売基準量及びいわゆる電力需要のピーク時における1時間当たりの最大調達電力量である卸電力基準デマンドは、それぞれ大阪ガスがいこま市民パワーに販売する電力量でもある。

また、これら各電力量からいわゆる負荷率が算出されるが、各電力販売会社は、この負荷率について、一般に、それが低いほど電力料金を高く設定し、逆に高いほどそれを低く設定する傾向があるとされているなど、具体的な電力料金を設定するに際して重要な基礎資料とされている数値である。

そして、これら各電力量は、本件行政文書に記録されている協定の内容と当事者の本来業務に照らせば、大阪ガスがその有する発電、送電、変電及び配電並びに各顧客施設の電力需要特性等に関する独自の高度に専門的技術的な営業上のノウハウを基に算出し算定したものであると推認される。

そうすると、大阪ガスがその有する独自のノウハウを基に算出した情報であり、具体的な電力料金の設定に際して重要な基礎資料とされる情報3及び情報4は、大阪ガスの営業上の秘密である内部管理情報であり、それを開示することにより、大阪ガスの正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当し、ただし書きに該当しない情報であると解するのが相当である。

以上のとおり情報1、情報2、情報3、情報4及び情報5はいずれも条例の定める不開示情報に該当するから、その余について判断するまでもなく本件処分に違法又は不当があるとする事はできない。

なお、以上の当審査会の判断は、査答申第63号（令和元年9月13日付）における当審査会の見解と同旨である。

よって当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

## 第5 審査会の審査経過



当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

#### 審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年11月1日	・市長からの諮問（生環モ第53号）を受けた。
令和元年11月26日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和2年1月31日 (第152回審査会)	・審議を行った。
令和2年2月20日 (第153回審査会)	・審議を行った。
令和2年9月7日 (第158回審査会)	・審議を行った。
令和2年9月14日	・市長からの諮問（生S第14号）を受けた。
令和2年9月28日 (第159回審査会)	・審議を終結し、答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	